

麻生区以外の保育園を希望する場合

認可保育園の入所は、お住まいの自治体に申し込むことになっており、希望園が麻生区以外であっても申し込むことができます。麻生区の保育園と並べて希望する事も可能です。

<多摩区・宮前区など川崎市内の保育園>

川崎市内の保育園をご希望される場合、選考の時の優先度は、区内・区外の区別なくお取扱いしております。（園の所在地の区が選考します。）

申込状況については、申込件数であれば麻生区でもお調べできますが、各園に関するご質問や空き情報、新年度の見込みなどの詳細は、園の所在地の区役所へ直接お問合せください。

<川崎市外の保育園>

麻生区を通して、先方自治体に申込書類を送ることになります。お申込みの際は、あらかじめ先方自治体に締切りや必要書類をご確認の上、締切りの10日前までに麻生区へ書類をお出しください。（転居の場合、転居先住居の売買契約書や賃貸借契約書などのコピーを求められることが多いです。）

転居を伴うお申込みの場合は、転居後すみやかに転居先の自治体に、市民としての再申込みをする必要がありますので、その際、関係書類もお出し直しとなります。ご了承ください。

また、麻生区の保育園に入所中で、市外に転出後も通い続けたい場合も、転居先自治体に再申込みをする必要があります。その場合、転居の翌月から、転居先自治体の保育料に変わります。

お問合せ 麻生区役所保健福祉センター
児童・家庭支援担当
電話 044-965-5158